

令和 7 年度 持続可能な「稼ぐ観光バスツアー」支援事業助成金交付要綱
(旅行商品に対するバス助成)

1 趣旨

公益社団法人福井県観光連盟（以下「連盟」という。）は、福井県への更なる誘客促進や観光消費の拡大を図るため、福井県を巡る貸切バスを利用した旅行商品の経費の一部に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成金交付の対象等

(1) 助成対象者

旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）および同法施行規則（昭和 46 年運輸省令第 61 号）の規定による第一種旅行業、第二種旅行業または第三種旅行業の登録を受けている者

(2) 助成対象期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 13 日までの間を出発日として催行される旅行

(3) 助成対象事業

助成金の交付対象事業は、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす企画旅行商品とする。

- ① 福井県外在住者が貸切バスを利用し福井県内を観光する 10 名以上（乗務員・添乗員等を参加人数から除く実績ベース）の旅行商品であること。ただし、訪日旅行を除く。

※ 「募集型企画旅行」または「受注型企画旅行」のいずれも対象

※ 行程の一部に鉄道、航空機等を利用する旅行商品も対象

- ② 福井県内の宿泊施設に 1 泊以上宿泊すること。

- ③ 福井県内の観光地を、福井県内の宿泊数に 2 を乗じた箇所以上訪問すること。

- ④ 福井県内の食事施設または土産物施設を、福井県内の宿泊数に 1 を乗じた箇所以上訪問し、1 箇所につき参加者 1 人あたり 1,500 円（税込）以上の消費を行うこと。
なお、同一施設で観光と食事・土産物購入を行う場合、「観光地」または「食事施設・土産物施設」いずれか一方のカウントとなる。

※ テイクアウト、弁当の購入のいずれも対象

※ サービスエリアは対象外

- ⑤ 以下の旅行でないこと。

ア 学校行事として実施する旅行

イ 国、地方自治体、公的団体が実施する会議、研修旅行

ウ 宗教活動、政治活動を目的とした旅行

エ 他の助成制度を利用した旅行（県内市町実施分を含む）

(参考) 助成条件の考え方

県内泊数	観光地	食事/土産物施設	判定	備考
1 泊	2 箇所以上	1 箇所以上	可	
	2 箇所以上	0 箇所	不可	食事/土産物施設数が不足
	1 箇所以下	1 箇所以上	不可	観光地数が不足

2泊	4箇所以上	2箇所以上	可	
	4箇所以上	1箇所以下	不可	食事/土産物施設数が不足
	3箇所以下	2箇所以上	不可	観光地数が不足
3泊	6箇所以上	3箇所以上	可	
	6箇所以上	2箇所以下	不可	食事/土産物施設数が不足
	5箇所以下	3箇所以上	不可	観光地数が不足

3 助成額

- (1) 令和7年4月1日～11月30日、令和8年3月1日～3月13日の間に出発する旅行商品
バス1台1運行あたり25,000円に福井県内での宿泊数を乗じた金額
- (2) 令和7年12月1日～令和8年2月28日の間に出発する旅行商品
バス1台1運行あたり30,000円に福井県内での宿泊数を乗じた金額

※ 1社あたりの年間の助成額の上限は、10台運行分または20泊分のいずれか先に到達する方とする。

4 申請等の手続

(1) 助成金交付申請

助成金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を4(2)に定める受付期間内にメールまたは郵送にて連盟に提出すること。

	内 容	備 考
①	助成金交付申請書(別記様式第1号)	
②	≪募集型企画旅行の場合≫ 募集用チラシ/パンフレットまたは企画書 ≪受注型企画旅行の場合≫ お客様に提出した企画書または日程表	旅行日程、旅行代金(チラシ、パンフレット、企画書の場合)、訪問する観光地および飲食/土産物施設、宿泊する施設が明記されていること。
③	貸切バスを利用することが分かる書類 (バス手配・回答書の写しなど)	手配したバス会社、ツアー名(団体名)、利用日(運行日)が明記されていること。

【提出先】

公益社団法人福井県観光連盟 誘客推進事業部

(郵 送) 〒910-0004 福井県福井市宝永2丁目4-10 福井県宝永分庁舎2階

(メール) info@fukuioyado.com

(2) 交付申請の受付期間

旅行出発日の15日前(15日前が土日祝日の場合は直前の営業日)まで。(必着)

なお、先着順に受付のうえ、予算の上限額に達し次第、募集を締切る。

(3) 交付決定

連盟は、助成金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、予算の範囲内において交付決定を行う。なお、予算の制約により助成対象外となった事業については、他の助成事業が中止または減額になり、かつ申請された旅行商品が出発前である場合に限り、改めて審査の上交付決定を行う。

(4) 中止・変更

交付決定を受けた助成事業を中止・延期する場合や助成対象事業の要件を満たさなくなった場合等、内容に変更が生じる場合（例：天候等により旅行行程を変更し、要件を満たさなくなった場合、助成対象となるバス台数・泊数に変更が生じた場合）は、変更となる旅行商品の当初催行予定日までに中止・変更報告書（別記様式第2号）をメールまたは郵送にて連盟に提出すること。なお、提出先は4（1）に記載する宛先とする。

(5) 実績報告等

申請者は、交付決定を受けた助成事業が完了した日（帰着日を基準）から起算して30日を経過する日または令和8年3月20日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類をメールまたは郵送にて連盟に提出すること。なお、提出先は4（1）に記載する宛先とする。

	内 容	備 考
①	実績報告書（別記様式第3号）	
②	旅行行程表	実際に催行した行程表
③	宿泊証明書（別記様式第4号）	
④	飲食/土産物施設で参加1名につき1,500円(税込)以上の消費を行ったことが分かる書類 (施設からの請求書写しまたは領収書写し等)	
⑤	貸切バスを利用したことが分かる書類 (バス請求書写しまたはクーポン写し等)	利用日、ツアー名（団体名）、参加者数が確認できること
⑥	請求書（別記様式第5号）	

(6) 助成金の交付等

助成金は、実績報告の内容を審査し、不備がないことを確認した後、申請者が指定する銀行口座（日本国内の口座に限る）へ振り込む。

5 その他

- (1) 連盟は、虚偽の申請またはその他不正の手段により助成金の交付を受けた申請者に対しては、交付決定を取り消すことができる。
- (2) この要綱に定めのない事項については、連盟が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。